

箕面市骨髄等移植ドナー助成金を創設

令和4年(2022年)4月6日(水)

箕面市では、骨髄等提供の際の通院や入院時に係る経済的負担軽減、休暇の取得を促進し、ドナー登録及び骨髄移植を推進するため、骨髄等の提供者及び提供者が勤務する事業所等に対する助成制度「箕面市骨髄等移植ドナー助成金」を創設しました。

提供者には、骨髄等の提供に要した日数に2万円を乗じた金額(上限:14万円)、事業所には、骨髄等の提供のために提供者が取得した休暇日数に1万円を乗じた金額(上限:7万円)を助成します。

制度の概要

(1) 助成額

① 骨髄等の提供者

- ・骨髄等の提供に要する通院又は入院(骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。)に要した日数で、1日あたり2万円を助成(上限7日分:14万円)。

② 骨髄等の提供者が勤務する事業所

- ・骨髄等の提供のために提供者が取得した休暇日数で1日あたり1万円を助成(上限7日分:7万円)。

(2) 助成の要件

① 骨髄等の提供者

- ・提供日において市民(住民票があるかた)であること
- ・公益財団法人日本骨髄バンクにドナー登録していること

② 事業所への助成要件

< 提供者が市民の場合 >

- ・国内に事業所があること
- ・提供者の休暇取得を有給休暇で対応していること
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等の場合でないこと
- ・他の地方公共団体から同種の助成金等の交付を受けていないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団関係者でないこと

<提供者が市民以外の場合>

「提供者が市民の場合」の要件に以下の要件を追加する。

- ・事業所が市内にあること
- ・提供者の居住地において事業所に対する助成制度がないこと

【助成対象と助成要件の適否表】

		提供者	事業所(市外)	事業所(市内)
助成要件	市民の場合	○	○	○
	市民以外の場合	×	×	○

○:助成対象 ×:助成対象外

(3)助成開始日

令和4年(2022年)4月1日

問い合わせ先
健康福祉部 地域保健室
TEL072-727-9507(直通)